

平成二十一年環境省令第十号

汚染土壤処理業に関する省令

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

第二十二条第二項、第三項第一号及び第六項並びに第二十八条の規定に基づき、並びに第二十二条の規定を実施するため、汚染土壤処理業の許可の申請の手続等に関する省令を次のように定める。

(汚染土壤処理施設の種類)
第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)以下「法」という。第二十二条第二項第三号に規定する汚染土壤処理施設(法第二十条第二項に規定する汚染土壤処理施設をいふ。以下同じ。)の種類は、次の各号に掲げる物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出及び地下への浸透による新たな地下水を污染を防止するために必要な措置が講じられた施設であつて、他の法令により維持管理を行つて行うことが定められているものとおりとし、その定義はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 淨化等処理施設 汚染土壤(法第十六条第一項に規定する汚染土壤をいふ。以下同じ。)について淨化(汚染土壤に含まれる特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいふ。以下同じ。)を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壤をいう。第五条第二十二号イにおいて同じ。)、溶融(汚染土壤を加熱することにより当該汚染土壤が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいいう。第五条第二十二号イにおいて同じ。)又は不溶化(薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないよう当該汚染土壤の性状を変更させることをいいう。同条第八号ロにおいて同じ。)を行うための施設(次号に掲げる施設を除く。)

二 セメント製造施設 污染土壤を原材料として利用し、セメントを製造するための施設

三 埋立処理施設 汚染土壤の埋立てを行つたもの施設(第五号に掲げるものを除く。)

四 分別等処理施設 汚染土壤から岩石、コンクリートくずその他の物の分別(次条第二項第二十九号において「異物除去」という。)をし、又は汚染土壤の含水率の調整をするための施設

五 自然由来等土壤利用施設 自然由来等土壤(法第十八条第二項に規定する自然由来等土壤

壤をいう。以下同じ。)を利用する施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 自然由来等土壤を土木構造物の盛土の材料その他の材料(次条第二項第二十九号において「盛土材等」という。)として利用する施設(当該自然由来等土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出及び地下への浸透による新たな地下水を

污染を防止するために必要な措置が講じられた施設であつて、他の法令により維持管理を行つて行うことが定められているものとおりとする。自然由来等土壤構造物利用施設のうち自然由来等土壤構造物のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受け汚染土壤の埋立てを行う施設については、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

ロ 自然由来等土壤の公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て(海面の埋立てに限る。次条第二項第二十九号において同じ。)を行うための施設(以下「自然由来等土壤海面埋立施設」という。)

二十九 自然由来等土壤構造物利用施設の許可の申請等)

第二条 法第二十二条第二項の申請書(以下「申請書」という。)の様式は、様式第一のとおりとする。

三十 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 汚染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

二 汚染土壤処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壤処理施設の配置を示す図面

三 汚染土壤処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書類

四 埋立処理施設又は自然由来等土壤利用施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

五 自然由来等土壤利用施設にあつては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類

六 汚染土壤の処理工程図

七 申請者が汚染土壤処理施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施

八 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七条第一項の許可の写し

九 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受け汚染土壤の埋立てを行う施設における事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第三号に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)に排出する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出された公下水道及び同条第四号に規定する流域下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道を含む。)を記載した書類の写し

十 自然由来等土壤利用施設にあつては、公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けたことを証する書類の写し

十一 汚染土壤の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

十二 汚染土壤の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

十三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十四 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

十六 申請者が個人である場合には、住民票の写し

十七 申請者が法第二十二条第二項第二号イから六号までに該当しない者であることを誓約する書類

十八 申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第十四条第三項第十四号及び第十六条第二項第十二号において同じ。)

十九 申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ホに規定する役員の住民票の写し

二十 申請者に令第六条に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し

二十一 净化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じた污水(以

下「汚水」という。)の処理の方法並びに汚染土壤処理施設に係る事業場から排出される水(以下「排出水」という。)及び排出水に係る用水の系統を説明する書類

二十二 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、排出水及び排出水に係る用水の系統を説明する書類

二十三 排出口(汚染土壤処理施設に係る事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する市に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排出する公下水道及び同条第四号に規定する流域下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道を含む。)を記載した書類の写し

二十四 汚染土壤処理施設の周縁の地下水埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受け汚染土壤の埋立てを行う施設又は自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤海面埋立施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水(以下同じ。)の水質の測定方法を記載した書類

二十五 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壤処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出(以下「飛散等」という。)を防止する方法を記載した書類

二十六 净化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類

二十七 自然由来等土壤利用施設にあつては、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類

二十八 净化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じる第四条排出口(これらの施設において生じる第四条第一号ヲ(1)から(6)までに掲げる物

質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号口（2）（イ）及び第五条第二十一号口において同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するため設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十九 自然由来等土壤利用施設にあっては、自然由来等土壤から異物除去、自然由来等土壤の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壤と当該自然由来等土壤以外の土壤（土壤の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合するもの又は自然由来等土壤に限る。との混合（以下「土質改良」という。）を行う場合にあつては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壤の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類

三十 法第二十七条第一項に規定する措置（以下「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

三十一 汚染土壤処理施設において処理した汚染土壤であつて規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壤処理施設以外の汚染土壤処理施設において処理する場合には、当該処理を行ふ汚染土壤処理施設（以下「再処理汚染土壤処理施設」という。）について法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十七条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壤処理施設において当該汚染土壤の引渡しを受けることについての同意書

法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面の添付を省略することができる（法第二十七条の五に規定する国等をいう。以下同じ。）は、協議書に第二項第一号から第十一

一号まで及び第二十一号から第一十九号までに掲げる書類並びに図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類並びに第三十一号に掲げる書類を添付しなければならない。

前項の協議の更新をする法第十七条の五の協議が成立した国等は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、第二項第一号から第十一号まで及び第二十一号から第二十九号までに掲げる書類並びに図面の添付を省略することができる。

第三条 法第二十二条第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地
- 二 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

三 汚染土壤の処理の方法

- 四 セメント製造施設にあっては、製造されるセメントの品質管理の方法
- 五 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあっては、土木構造物の種類
- 六 汚染土壤の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量

七 申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第十四条第一項第八号及び第十六条第一項第十号において同じ。）

八 申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ホに規定する役員の氏名及び住所

九 申請者に令第六条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

十 再処理汚染土壤処理施設に係る次に掲げる事項

- イ 再処理汚染土壤処理施設に係る事業場の名称及び所在地
- ロ 再処理汚染土壤処理施設についての法第十二条第一項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号

八 再処理汚染土壤処理施設の種類及び処理能力

法第二十七条の五の協議をしようとする国等は、法第二十二条第二項第一号から第四号までに掲げる事項並びに前項第一号から第六号まで及び第十号に掲げる事項を記載した協議書を提出しなければならない。

(汚染土壤処理業の許可の基準)

第四条 法第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 汚染土壤処理施設に関する基準

イ 汚染土壤処理施設が第一条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。

ロ 申請書に記載した汚染土壤の処理の方方法に応じた汚染土壤処理施設であること。

ハ 自重、積載荷重その他の荷重 地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。

二 汚水、汚染土壤の処理に伴つて生じた気体又は汚染土壤処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 汚染土壤処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ヘ 淨化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壤処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ト 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、汚染土壤処理施設に係る事業場からの自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられていること。

チ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

リ 淨化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、排出水を公共用水

域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排出水の水質を次に掲げる基準（以下「排出水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(イ) 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(ロ) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第二条第一項第二号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(1) (イ) 及び (ロ) に掲げる方法により排出水の水質を測定するための設備を排出水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(2) 又

(1) 排水管における排水の水質を下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第九条の四第一項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（下水道法第十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号に掲げる項目に関する水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。以下「排出基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法（次条第十九号ロにおいて「下水道測定方

法」という。)により排出水の水質を測定するための設備状態を測定するための設備が設けられること。ただし、埋立処理施設及び自然由来等土壤利用施設以外の汚染土壤処理施設において污水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの(次条第二十号において「地下浸透防止措置」という。)が講じられているときは、この限りでない。

(フ) 凈化等処理施設又はセメント製造施設であつては、排出口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えないようにするために必要な処理設備及び環境大臣が定める方法により大気有害物質の量を測定するための設備が設けられていること。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)別表第三の備考1に掲げる方法(当該許容限度に係る大気有害物質に係るものに限る。)により測定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6)に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考1に掲げる式により算出された量とする。

(1) カドミウム及びその化合物 一・〇ミリグラム
 (2) 塩素 三十三ミリグラム
 (3) (2) 塩素 七百ミリグラム
 (4) (3) 塩化水素 二十一ミリグラム
 (5) 鉛及びその化合物 二十一ミリグラム
 (6) (5) 硝酸化物 二百五十立方センチメートル(排出ガス量が一日当たり十万立方メートル未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設であつては、三百五十立方センチメートル)

(ワ) 自然由来等土壤利用施設であつては、土質改良を行ふ場合に土質改良の方法が次条第九号に定める基準に適合することと申請者の能力に関する基準

イ 汚染土壤の処理に関する業務を統括管理し、該業務について一切の責任を有する者がいること。

ロ 汚染土壤処理施設の維持管理及び汚染土壤の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として次の一いずれかに該当する者

(1) 汚染土壤処理施設の運転、維持及び管理について三年以上の実務経験を有する者
 (2) 汚染土壤処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として次に掲げる者

(イ) 大気の汚染に關して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者

(i) 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択科目として建築物衛生管理(平成三十一年三月三十一日以前に合格した者にあつては大気管理)を選択した者に限る。)

(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)別表第二の一の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する大気関係第二種有資格者に限る。)

(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三(i)から(iii)までに掲げたる者と同等以上の知識を有すると認められる者

(ロ) 水質の汚濁に關して必要な知識を有する者として次の一いずれかに該当する者

(i) 技術士法による第一次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択科目として水質管理を選択した者に限る。)

(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三(i)から(iii)までに掲げたる者と同等以上の知識を有すると認められる者に限る。)

(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者に限る。)

(iv) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(v) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(vi) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(vii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(viii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(ix) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(x) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(xi) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(xii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(xiii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(xiv) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三の六の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

一 凈化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

二 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあっては、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染が生じた場合には、直ちに汚染土壤処理施設の運転を停止し、当該汚染土壤の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

三 自然由来等土壤利用施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体が地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するため必要な措置を講ずること。

四 著しい騒音又は振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。

五 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、又は悪臭が発散した場合には、直ちに汚染土壤処理施設の運転を停止し、当該汚染土壤の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

六 凈化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体が地下への浸透による新たな地下水汚染が生じた場合には、直ちに汚染土壤処理施設の運転を停止し、当該汚染土壤の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

七 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあっては、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染が生じた場合には、直ちに汚染土壤処理施設の運転を停止し、当該汚染土壤の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

八 汚染土壤処理施設への汚染土壤の受入れ是有すること。

九 汚染土壤処理施設の維持管理及び汚染土壤の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

一 汚染土壤の処理に関する法律(昭和四十六年政令第二百六十四号)別表第二の一の項の下欄に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者

二 汚染土壤の処理に関する法律(昭和四十六年政令第二百六十四号)別表第二の一の項の下欄に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者

三 汚染土壤の処理に関する法律(昭和四十六年政令第二百六十四号)別表第二の一の項の下欄に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者

四 汚染土壤の処理に関する法律(昭和四十六年政令第二百六十四号)別表第二の一の項の下欄に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者

染土壤処理施設以外の再処理汚染土壤処理施設を含む。)において処理することができる場合には、この限りでない。

口 凈化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質(規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。同号ニ(1)において同じ。)以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壤を受け入れてはならないこと。

ハ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準(規則第九条第一項第二号に規定する第二溶出量基準をいう。第十三号において同じ。)に適合しない汚染土壤(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十条第二項第四号に規定する場所で汚染土壤の埋立てを行なうための埋立処理施設にあっては、汚染土壤を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第六号)第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準(特定有害物質に係るものに限る。)に適合しない自然由来等土壤を除く。)

二 自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる汚染土壤処理施設の種類に応じ、当該(1)又は(2)に定める自然由来等土壤(自然由来等土壤利用施設に利用された自然由来等土壤を含む)及び土質改良により得られた土壤以外の汚染土壤を受け入れてはならないこと。

(1) 自然由来等土壤構造物利用施設 自然由来等土壤(第二種特定有害物質(令第一号第五号及び第十三号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む自然由来等土壤及び同条第二種特定有害物質を含む自然由来等土壤を除く。)以外の規則第三十二セメント製造施設にあつては、申請書に記載したセメントの品質管理の方針に従つて処理を行うこと。

(2) 自然由来等土壤海面埋立施設 自然由来等土壤(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第四号に規定する場所で自然由来等土壤の埋立てを行なうための自然由来等土壤海面埋立施設にあつては、自然由来等土壤を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十条第二項第四号に規定する場所で汚染土壤の埋立てを行なうための埋立処理施設にあっては、汚染土壤を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準(特定有害物質に係るものに限る。)に適合しない自然由来等土壤を除く。)

九 自然由来等土壤利用施設にあつては、土質改良を行なう場合に当該土質改良を行なった土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量(規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した量をいう。この号において同じ。)及び土壤に含まれる特定有害物質の量(規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した量をいう。この号において同じ。)が、当該土質改良を行なう前の自然由来等土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量及び土壤に含まれる特定有害物質の量を超えないこと。

十 汚染土壤の処理に関する法律(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)、水質汚濁防

止法、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十号)、振動規制法(昭和五十年法律第十四号)、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守すること。

十一 申請書に記載した汚染土壤の処理の方法に従つて処理を行うこと。

十二 セメント製造施設にあつては、申請書に記載したセメントの品質管理の方針に従つてセメントを製造し、かつ当該セメントは通常の使用に伴い特定有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとすること。

十三 分別等処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壤と当該汚染土壤以外の土壤とを混合してはならないこと。ただし、当該分別等処理施設に係る汚染土壤処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壤処理施設がセメント製造施設のみである場合は、この限りでない。

十四 汚染土壤の処理は、当該汚染土壤が汚染土壤処理施設に搬入された日から六十日以内に終了すること。

十五 汚染土壤の保管は、申請書に記載した保管設備において行うこと。

十六 汚染土壤処理施設内において汚染土壤の移動を行う場合には、当該汚染土壤の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

ハ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

二 当該移動させる汚染土壤に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。

ホ イから二までの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

十七 淨化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚水を地下に浸透させてはならないこと。

十八 淨化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、排水水を公共用水域に排出する場合には、次によること。

イ その水質が排水口において排水水基準に適合しない排水水を排出してはならないこと。

ロ 前条第一号リ(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水水の水質を測定する場合には、次によること。

十九 排排水を排除して下水道を使用する場合には、次によること。

イ その水質が排水口において排水水基準に適合しない排水水を排出してはならないこと。

二十 汚染土壤処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定めた方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準(規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。)に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設及び自然土壤処理施設がセメント製造施設のみである場合は、この限りでない。

二十一 汚染土壤処理施設に搬入された汚染土壤を当該汚染土壤処理施設外へ搬出しないことは、この限りでない。

二十二 汚染土壤処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壤であつて、環境大臣が定めた方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの(以下「浄化等施設」という。)を搬出する場合

口 当該汚染土壤を申請書に記載した再処理汚染土壤処理施設に搬入するために搬出す場合

二十三 前号ロの場合において、当該汚染土壤の運搬を他人に委託するときには、法第二十条の規定の例により、当該委託に係る汚染土壤の引渡しと同時に当該汚染土壤の運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならないこと。

二十四 再処理汚染土壤処理施設において処理を行う汚染土壤処理業者（次号において「再処理汚染土壤処理業者」という。）は、当該処理に係る汚染土壤の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認するとともに、法第二十条第四項の規定の例により、当該汚染土壤を引き渡した汚染土壤処理業者に当該管理票の写しを送付しなければならないこと。

二十五 第二十二号ロの搬出をした汚染土壤処理業者は、当該搬出した汚染土壤を再処理汚染土壤処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあっては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壤を当該汚染土壤に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対して、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、当該搬出した汚染土壤の当該再処理汚染土壤処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならないこと。

二十六 汚染土壤を引き渡した年月日

イ 当該再処理汚染土壤処理業者の氏名又は名称

ハ 当該再処理汚染土壤処理業者が当該汚染土壤の引渡しを受けた旨

二十七 汚染土壤処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。

イ 汚染土壤処理施設についての法第二十二条第一項の許可に係る許可番号

ロ 汚染土壤処理施設について法第二十二条第一項の許可を受けた者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

ハ 汚染土壤処理施設の所在地

二 汚染土壤処理施設の種類及び処理能力

本 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤に含まれる特定有害物質による汚染状態

ヘ 自然由来等土壤利用施設にあつては、自然由来等土壤を利用する旨

ト 汚染土壤処理施設の正常な機能を維持するため、一年に一回以上当該汚染土壤処理施設の点検及び機能検査を行うこと。

二十八 前号の点検及び機能検査の記録を作成し、三年間保存すること。

（記録の閲覧）

第六条 法第二十二条第八項の記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからハまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからハまでに定める日以後遅滞なく備え置くこと。

イ 次条第一号から第六号までに掲げる事項

二 記録は、備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

（記録する事項）

第七条 法第二十二条第八項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 受け入れた汚染土壤の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者

二 当該汚染土壤に係る要措置区域等の所在地

三 当該汚染土壤に含まれる特定有害物質による汚染状態

四 当該汚染土壤の量

五 当該汚染土壤を受け入れた年月日

六 当該汚染土壤の処理が終了した年月日

七 排出水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十八条号ロの規定による測定に関する事項

（記録する事項）

八 当該測定の結果を得た年月日

二 当該測定の結果

本 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行つた者の氏名又は名称

九 第五条第二十号の規定による測定に関する事項

ハ 当該測定に係る地下水を採取した年月日

二 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行つた者の氏名又は名称

十 淨化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第二十一号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日

ハ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行つた者の氏名又は名称

十一 第五条第二十一号イに規定する場合に当該測定の結果を得た年月日

二 当該測定を実施した者の氏名又は名称

イ 第五条第二十二号イに規定する調査を実施した年月日

ハ 当該調査の結果

十二 第五条第二十二号イに規定する場合に当該汚染土壤を搬出した年月日

二 汚染土壤等の搬出先

イ ホーリー

ハ 浄化等処理施設の搬出量

二 当該汚染土壤の搬出先

イ ホーリー

ハ 当該汚染土壤を搬出した年月日

（汚染土壤処理業に係る変更の許可の申請等）

第八条 法第二十三条第一項の変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書（次項において「変更申請書」という。）を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称

三 汚染土壤処理施設の設置の場所

四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

七 変更のための工事を行う場合にあつては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壤処理施設の使用開始予定年月日

八 変更申請書には、法第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更が第一条第二項次に掲げる事項

イ 当該測定に係る地下水を採取した年月日

ハ 当該測定の結果を得た年月日

二 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行つた者の氏名又は名称

九 第五条第二十号の規定による測定に関する事項

ハ 当該測定に係る地下水を採取した年月日

二 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行つた者の氏名又は名称

十 淨化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第二十一号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項

イ 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日

ハ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行つた者の氏名又は名称

十一 第五条第二十一号イに規定する場合に当該測定の結果を得た年月日

二 当該測定を実施した者の氏名又は名称

イ 第五条第二十二号イに規定する調査を実施した年月日

ハ 当該調査の結果

十二 第五条第二十二号イに規定する場合に当該汚染土壤を搬出した年月日

二 汚染土壤等の搬出先

イ ホーリー

ハ 浄化等処理施設の搬出量

二 当該汚染土壤の搬出先

イ ホーリー

ハ 当該汚染土壤を搬出した年月日

（汚染土壤処理業に係る変更の許可の申請等）

第九条 法第二十三条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更是、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

一 申請書に記載した種類の変更

二 申請書に記載した構造（当該構造について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）の変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 次の（1）から（7）までに掲げる変更

（1）浄化等処理施設のうち浄化を行うための施設にあつては、浄化設備に係る変更

（2）浄化等処理施設のうち溶融を行つた施設にあつては、溶融設備に係る変更

(3) 净化等処理施設のうち不溶化を行った めの施設にあっては、反応設備に係る 変更	(4) セメント製造施設にあっては、熱處理 設備に係る変更
(5) 埋立処理施設にあっては、遮水構造、 擁壁又はえん堤に係る変更	(6) 分別等処理施設にあっては、異物除去 設備又は含水量調整設備に係る変更
(7) 自然由来等土壤利用施設に係る変更 口 惡臭の発散又は騒音若しくは振動の発生 に係る変更(当該変更によって周辺地域の 生活環境に対する影響が増大しないものを 除く。)	ハ 凈化等処理施設、セメント製造施設、埋 立処理施設、分別等処理施設又は自然由來 等土壤利用施設のうち自然由來等土壤構造 物利用施設にあっては、排水水を公共用水 域に排出する場合には、排水水基準の適合 に係る変更(当該変更によって周辺地域の 生活環境に対する影響が増大しないものを 除く。)
二 排出水を排除して下水道を使用する場合 に係る変更(当該変更によって周辺地域の 生活環境に対する影響が増大しないものを 除く。)	二 排出水基準の適合に係る変更(当該変 更によって周辺地域の生活環境に対する影 響が増大しないものを除く。)
三 申請書に記載した特定有害物質による汚染 状態の変更	四 (届出をする要する汚染土壤処理業に係る変更等) 第五条第一項各号に規定する事項

第一 第二条第二項第五号及び第二十九号に掲げ る書類に記載した事項並びに第三十号に掲げ る廃止措置に要する費用の見積額を記載した 書類に記載した事項	第二 第三条第一項各号に規定する事項 (汚染土壤処理業に係る軽微な変更等の届出等) 第十一條 法第二十三条第三項の届出は、次に掲 げる事項を記載した様式第三による届出書を提 出して行うものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名
二 許可の年月日及び許可番号	二 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称
三 五 変更の内容	三 汚染土壤処理施設の設置の場所
四 六 変更の理由	四 許可の年月日及び許可番号

七 第九条に規定する軽微な変更(当該変更の ために工事を伴うものに限る。)をした場合 には、変更のための工事の着工年月日	五 八 休止し、若しくは廃止し、又は再開しよう とする日
六 九 休止し、又は廃止しようとする場合におい て、休止し、又は廃止した後に汚染土壤処理 施設内に汚染土壤が残存するときは、当該汚 染土壤の処理方法	六 十 休止し、若しくは廃止し、又は再開しよう とする日
七 一 令第七条において読み替えて適用する法第二 条第二十二条第二項第一号に掲げる事項 の変更又は前条第一項各号に掲げる事項の変 更を伴う場合には、当該変更後の書類及 び図面をそれぞれ添付するものとする。	七 二 令第七条において読み替えて適用する法第二 条第二十二条第二項第一号に掲げる事項 の変更又は前条第一項各号に掲げる事項の変 更を伴う場合には、当該変更後の書類及 び図面をそれぞれ添付するものとする。
八 二 並びに法第二十七条の五の協議が成立した年月 日を記載した通知書を提出して行うものとす る。	八 三 並びに法第二十七条の五の協議が成立した年月 日を記載した通知書を提出して行うものとす る。
九 三 前項の通知書には、第九条に規定する軽微な 変更、法第二十二条第二項第一号に掲げる事項 の変更又は前条第一項各号に掲げる事項の変 更を伴う場合には、当該変更後の書類及 び図面をそれぞれ添付するものとする。	九 一 令第七条において読み替えて適用する法第二 条第二十二条第二項第一号に掲げる事項 の変更又は前条第一項各号に掲げる事項の変 更を伴う場合には、当該変更後の書類及 び図面をそれぞれ添付するものとする。

十 一 令第七条において読み替えて適用する法第二 条第二十二条第二項第一号から第十一号まで及び第 二十一号から第二十九号までに掲げる書類並び に図面、第三十号に掲げる廃止措置に要する費 用の見積額を記載した書類並びに第三十一号に 掲げる書類の変更を伴う場合にあっては、当該 変更後の書類並びに図面をそれぞれ添付するも のとする。	一 二 汚染土壤処理施設に係る事業場の敷地であ つた土地の土壤に含まれる特定有害物質によ る汚染の状況について、公正に、かつ、法第 三十三条第一項の環境省令で定める方法により調 査を行うこと。ただし、自然由來等土壤利用 施設に利用した自然由來等土壤に含まれる特 定有害物質による汚染状態は当該自然由來等 土壤に係る形質変更を届出区域の指定により調 査を行うこと。
十一 二 第二条第二項第五号、第二十九号及び第三 十号に掲げる書類に記載した事項	二 三 汚染土壤処理施設が設置されていた場所の 周縁の地下水を汚染土壤の処理の事業を廃止 する事項とする。
十二 三 令第七条において読み替えて適用する法第二 条第二十二条第二項第一号に規定する事項は、次に 掲げる事項とする。	四 四 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称 污染土壤処理施設の設置の場所
十三 五 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名	五 五 汚染土壤処理施設の設置の場所

し、又は法第一十五条の規定により許可を取
り消された日から三月以内に一回、及びその
後三月以内ごとに一回、採取し、当該周縁の
地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環
境大臣が定める方法により測定すること。た
だし、次のいずれかに該当することとなつた
ときは、その該当することとなつた日以後に
おいては、この限りでないこと。

イ 汚染土壤処理施設が設置されていた場所
の土地が要措置区域等に指定された場合
ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に
適合しており、かつ、前号の調査の結果當
該土地の土壤に含まれる特定有害物質によ
る汚染状態が規則第三十一条第一項の基準
に適合している場合

雨水その他の水が滞留するおそれがある場合にあっては、当該場所の表面を遮水シートで覆うことその他の措置により、当該自然由来等土壤構造物利用施設であつた施設の内部に雨水その他の水を滞留させないこと。

六 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来土壤海面埋立施設にあつては、自然由来等土壤の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壤を利用した場所の表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うこと。

七 第五条第二十四号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第二十四号中「再処理汚染土壤処理施設において処理を行う汚染土壤処理業者（次号において「再処理汚染土壤処理業者」という。）」とあるのは、「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壤処理業者」と、「前号」とあるのは、「同号」と、「当該汚染土壤を引き渡した汚染土壤処理業者」とあるのは、「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壤処理業者」と読み替えるものとする。

八 法第二十七条第一項の汚染土壤処理業者は、次の各号に掲げる措置を講じたときは、それぞれ当該各号に定める日までに、その結果を様式第五による報告書により、都道府県知事に報告しなければならない。

一 第一項第一号の措置 汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第二十一条の規定により

二 第一項第二号の措置 汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により

三 第一項第三号の措置 同号の測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日

四 第一項第四号の措置 汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により

五 第一項第五号の措置 汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により

六 第一項第六号の措置 汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日

七 都道府県知事は、前項の報告（同項第一号に係るものに限る。）があつた場合には、当該報

告に係る土地の区域について、法第六条第一項

又は第十一一条第一項の規定による指定をするこ

とができる。この場合において、当該報告に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

八 （汚染土壤処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請）

申請書（次項において「譲渡譲受承認申請書」という。）を提出して行うものとする。

九 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 譲渡及び譲受の日

三 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 汚染土壤処理施設の設置の場所

五 汚染土壤処理施設の種類

六 汚染土壤処理施設の年月日及び許可番号

七 譲受人の汚染土壤処理業を行つに足りる技術的能力を説明する書類

八 譲受人の汚染土壤処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

九 譲受人が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十 譲受人が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十一 譲受人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

十二 譲受人が個人である場合には、住民票の写し

十三 譲受人が法第二十二条第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類

十四 譲受人が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

十五 譲受人が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ホに規定する役員の住民票の写し

十六 譲受人に令第六条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

十七 譲渡及び譲受契約書の写し

一 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受人が法人である場合には、役員の氏名及び住所

二 譲渡譲受承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

三 汚染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

四 汚染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

五 汚染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

六 污染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

七 污染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

八 污染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

九 污染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の承認の申請

五 第二項第二項の承認の申請

六 第二項第三項の承認の申請

七 第二項第四項の承認の申請

八 第二項第五項の承認の申請

九 第二項第六項の承認の申請

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

九 第二項第六項の許可証の写し

一 合併又は分割の当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 合併又は分割の日

三 污染土壤処理施設に係る事業場の名称

四 第二項第一項の許可証の写し

五 第二項第二項の許可証の写し

六 第二項第三項の許可証の写し

七 第二項第四項の許可証の写し

八 第二項第五項の許可証の写し

- 二 汚染土壤処理業を行ふに足りる技術的能力を説明する書類

ホ 汚染土壤処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

ヘ 法第二十二条第三項第一号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類

ト 法第二十二条第三項第一号ホに規定する役員となる者の住民票の写し

チ 令第六条に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し

リ 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

(汚染土壤処理業に係る相続の承認の申請)

第十六条 法第二十七条の四第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第八による申請書(次項において「相続承認申請書」という。)を提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び死亡時の住所

三 被相続人の死亡の日

四 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称

五 汚染土壤処理施設の設置の場所

六 汚染土壤処理施設の種類

七 許可の年月日及び許可番号

八 申請者が他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号

(同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日)

九 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所

十 申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

十一 申請者に令第六条に規定する使用者がある場合には、その者の氏名及び住所

十二 申請者以外に相続人があるときは、その者の申請に対する同意書

十三 汚染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

十四 申請者が汚染土壤処理施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施

二 汚染土壤処理業を行うに足りる技術的能力

設
卷

- 設を使用する権原を有する」と) を証する書類

五 申告者が他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第一項の許可証の写し

六 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許を受け汚染土壤の埋立てを行う施設又は自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤海面埋立施設にあつては、申請者が当該埋立の権利を承継したことを証する書類の写し

七 申請者の汚染土壤処理業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

八 申請者の汚染土壤処理業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類

九 資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

十 申請者の住民票の写し

十一 申請者が法第二十二条第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類

十二 申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

十三 申請者が令第六条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

十四 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払いが可能であることを説明する書類

(汚染土壤処理業の許可証の交付等)

第十七条 都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき、又は法第二十七条の二から第二十七条の四までの規定により承認をしたときは、様式第九による許可証(次項から第四項までにおいて単に「許可証」という。)を交付するものとする。

前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第十によると申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

第一項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壤の処理を委託しようとする者から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

4

- 第一項の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、速やかに、許可証（第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を、都道府県知事に返納しなければならない。

一 汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は法第十二条において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

二 第二項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を取り消されたときは。

（光ディスクによる手続）

第十八条 第二条第一項、第八条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項及び第十七条第二項の規定による申請書、第十四条第一項及び第十二条第一項の規定による届出書並びに第十三条第三項の規定による報告書並びにこれらの添付書類及び添付図面（以下この条において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十一の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。

（光ディスクの構造）

第十九条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 日本産業規格X○六〇六及びX六一八二又はX○六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二 日本産業規格X○六〇九又はX○六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（施行期日）

第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第四条第二号ロの規定は、この省令の施行の際現に規則第十八条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にある土壤の処理を業として行つている者については、この省令の施行後三年間は適用しない。

第三条 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十四年総理府令第三十七号。次項において「改正府令」という。）附則

五

- 第三項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設にあっては、当分の間、第二条第二項第十九号の規定（窒素酸化物の処理方法に係るものに限る。）、第四条第一号又の規定（窒素酸化物に係る処理設備に係るものに限る。）及び第五条第十六号イの規定（窒素酸化物に係るものに限る。）は適用しない。

改正府令附則第六項の経過措置の適用を受けたるセメント製造施設に係る第五条第十六号イに定める窒素酸化物の大気中への排出の許容限度は、同号イの規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、四百八十九立方センチメートルとする。

附 則（平成二二年二月二六日環境省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二九日環境省令第四号）

（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月二九日環境省令第四号）

（準備行為）

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第七十四号）附則第二項の規定による許可の申請については、この省令による改正後の汚染土壤処理業に関する省令第二条の規定の例による。

附 則（平成二九年一二月二七日環境省令第三〇号）

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一二月二八日環境省令第四号）

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月一八日環境省令 様式第一（第二条第一項関係）

第三一號

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 1 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式（次項において「旧様式」とい
う。）により使用されている書類は、この省令
による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、合理的に必要と認められる範囲
内で、当分の間、これを取り繕つて使用するこ
とができる。

附 則（令和三年三月二十五日環境省令第

三号）

（施行期日）
この省令は、令和三年四月一日から施行す
る。

（経過措置）

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行す
る。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式（次項において「旧様式」とい
う。）により使用されている書類は、この省令
による改正後の様式によるものとみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙については、合理的に必要と認められる範囲
内で、当分の間、これを取り繕つて使用するこ
とができる。

附 則（令和四年三月二十四日環境省令第

七号）

この省令は、令和四年七月一日から施行す
る。

様式第一（第二条第一項関係）	
（第1面）	
汚染土壌処理許可申請書	
年 月 日	
申請者 姓 (氏名)	
申込者 氏名又は名称及び住所並に法人 にあっては、その代表者の氏名	
土壤汚染対応法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理許可を受けたいので、開拓敷地 及び廃棄物を提出し申します。	
申請者の開拓敷地の所在地 汚染土壌処理許可申請事務所 住所	
汚染土壌処理許可の事業場 住所	
汚染土壌処理許可の運送方法 運送業者	
汚染土壌処理許可の期間 年月日～年月日	
汚染土壌の特徴 有無物質 種別 性状 量	
開拓敷地の開拓方法 開拓業者	
汚染土壌の搬入方法 搬入業者	
汚染土壌の搬出方法 搬出業者	
保証金の額及び返却 保証金	
開拓業者 □ふりがな(姓) □氏名 □生年月日 □住 所	
搬入業者 □ふりがな(姓) □氏名 □生年月日 □大表哥の氏名 □住 所	
搬出業者 □ふりがな(姓) □氏名 □生年月日 □住 所	
汚染土壌処理許可申請人(被認定に当たる個人を含む場合) □ふりがな(姓) □氏名 □生年月日 □住 所	
汚染土壌処理許可の登録者(被認定に当たる個人を含む場合) □ふりがな(姓) □氏名 □生年月日 □住 所	
汚染土壌処理許可の登録者(被認定に当たる法人を含む場合) □名 称 □住所 □登記番号 □登記事務所 □登記能力	
備考 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4以下のこと。	

様式第一（第二条第一項関係）	
（第2面）	
汚染土壌処理許可申請書	
年 月 日	
申請者 姓 (氏名)	
申込者 氏名又は名称及び住所並に法人 にあっては、その代表者の氏名	
土壤汚染対応法第25条第1項の規定により、汚染土壌処理許可を受けたいので、開拓敷地 及び廃棄物を提出し申します。	
申請者の開拓敷地の所在地 汚染土壌処理許可申請事務所 住所	
汚染土壌処理許可の設置の場所 住所	
許可の年月日及び許可番号 許可年月日 許可番号	
変更の内容 ○汚染土壌処理許可の開拓敷地 ○汚染土壌処理許可の設置の場所 ○汚染土壌処理許可の運送方法 ○汚染土壌処理許可の期間 ○汚染土壌の特徴 ○開拓業者 ○搬入業者 ○搬出業者 ○汚染土壌処理許可の登録者 ○登記事務所 ○登記能力	
変更の理由 変更のための工事の着手予定期 年月日 変更の終了期限予定期	
備考 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4以下のこと。	

様式第一（第八条第一項関係）	
（第3面）	
汚染土壌処理許可に係る変更許可申請書	
年 月 日	
申請者 姓 (氏名)	
申込者 氏名又は名称及び住所並に法人 にあっては、その代表者の氏名	
土壤汚染対応法第25条第1項の規定により、汚染土壌処理許可を受けたいので、開拓敷地 及び廃棄物を提出し申します。	
申請者の開拓敷地の所在地 汚染土壌処理許可申請事務所 住所	
汚染土壌処理許可の設置の場所 住所	
許可の年月日及び許可番号 許可年月日 許可番号	
変更の内容 ○汚染土壌処理許可の開拓敷地 ○汚染土壌処理許可の設置の場所 ○汚染土壌処理許可の運送方法 ○汚染土壌処理許可の期間 ○汚染土壌の特徴 ○開拓業者 ○搬入業者 ○搬出業者 ○汚染土壌処理許可の登録者 ○登記事務所 ○登記能力	
変更の理由 変更のための工事の着手予定期 年月日 変更の終了期限予定期	
備考 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4以下のこと。	

様式第二（第八条第一項関係）

樣式第三（第十一条第一項關係）

様式第三(第十二条第一項但書)	
汚染土壌処理費に係る支拂出書	
年 月 日	
被処理の廃棄物一覧 (内容)	
提出者　又は文書を作成し所持する個人 にあっては、その代表者の名前	
内汚染土壌処理費に係る以下の場所について変更したので、土壌内汚染削減法第3条の規定により、国庫補助金の支拂出を請求する。	
内汚染土壌処理費に係る事務所	
内汚染土壌処理費の取扱い場所	
内汚染土壌処理費の取扱い場所番号	内汚染土壌処理費の取扱い場所番号
内汚染土壌処理費に関する各令金制度に規定する特記事項	
<input type="checkbox"/> 本件は又は既に(既存)所置する法にあっては、その代表者によるもの	
<input type="checkbox"/> 既存は本件を第2項第2号、第3号及び第30号に掲げる者によるもの	
<input type="checkbox"/> 既存は第5号各号に規定する事務所	
<input type="checkbox"/> 既存は	
<input type="checkbox"/> 既存は	
<input type="checkbox"/> 既存は	
内汚染土壌処理費の取扱い場所	
内汚染土壌処理費の取扱い場所番号	

備考 1 この用紙の大きさは、日本便箋規格A-4をすること。
2 汚染土壌処理に関する各令第3条第7号から第9号までに規定する事項を変更する場合にあっては、氏名（ふりがな）、生年月日及び住所を記載すること。

樣式第四（第十一條第一項關係）

株式会社 第11条(第一項関係)	
提出 内営土壌熱管理装置・保証書 提出書	提出 年 月 日
新規の取扱事務 種 (件名)	
提出者 氏名又は会社名及び販売者名に記入 において、その代表者の氏名	
内営土壌の取扱事務の全部を1部について依頼し、詳しくは要旨、又は、それに関する 事項、上記の取扱事務のうちの何處か4部の範囲にて、氏名より届け出ます。	
内営土壌熱管理装置の取扱事務	
内営土壌熱管理装置の取扱事務	
内営土壌熱管理装置の取扱事務	
内営土壌熱管理装置の取扱事務	
内営土壌の販売日及販売料金等	販売の販売日
	販売料金
詳しく、並て、この取扱事務は、 日本販売によるとされる限りの取扱事務	
詳しく、並て、この取扱事務は、 内営土壌の販売料金又は販売額	
詳しく、並て、この取扱事務は、 内営土壌の販売料金又は販売額	
内営土壌の販売料金又は販 売額	
内営土壌の販売料金又は販 売額	
内営土壌の販売料金又は販 売額	
内営土壌の販売料金又は販 売額	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（第十三条第三項関係）

様式第五(第十二条第三項様式)	
認定請求実施報告書	
年 月 日	
被認定登記事務所 (の員)	
報告者 氏名又は本名及び住所並に法人 においては、その代表者の氏名	
土木工事認定登記事務所第1号の規定による認定権を握にたので、右のとおり報告します。	
認定した事業の概要にしたがい この許認可による登記を実施する 他の許認可による登記を実施する 場合に係る事業登記の名称	
認定した事業の概要にしたがい 行政の監督管理政令により引き受け た監督管理の内容を記載する 場合はその概要	
認定した事業登記にしたがい、行政 の監督管理政令により引き受け た監督管理の内容を記載する 場合はその概要	
認定した事業登記にしたがい、行政 の監督管理政令により引き受け た監督管理の内容を記載する 場合はその概要	
認定した事業登記の内容	
認定実施月日	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A-4とすること。

樣式第六（第十四条第一項關係）

1

樣式第七（第十五条第一項關係）

(第2版)

個人情報		
個人の属性情報		
性別	年齢月日	自 所
氏 名		
個人の文化情報		
(年令区分)		
年令区分		自 所
個人の経済情報		
(年収区分)		
年収区分	年収区分	自 所
個人の勤務情報		
(会社区分)		
会社区分	会社区分	勤 務
個人の社会的属性情報		
(会員登録区分)		
会員登録区分	会員登録区分	会 员
個人の行動情報		
(年令区分)		
年令区分	年令区分	行 動
個人の嗜好情報		
(年令区分)		
年令区分	年令区分	嗜 好
個人の属性情報(個人の属性区分)		
(年令区分)		
年令区分	年齢月日	性 别
個人の属性情報(個人の属性区分)		
(年令区分)		
年令区分	年齢月日	住 所
個人の属性情報(個人の属性区分)		
(年令区分)		
年令区分	年齢月日	自 所
個人の属性情報(個人の属性区分)		
(年令区分)		
年令区分	年齢月日	勤 務
個人の属性情報(個人の属性区分)		
(年令区分)		
年令区分	年齢月日	行 動
個人の属性情報(個人の属性区分)		
(年令区分)		
年令区分	年齢月日	嗜 好
個人の属性情報(個人の属性区分)		
(年令区分)		
年令区分	年齢月日	会 员

(第3回)

令和6年ごとに提出する健聴問人(健聴人に当該聴取人がから贈り)		
[ふりがな] 氏名	生年月日	住所

備考 二の用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

技术第7章 (第七至第十二项附加)

(第2回)

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A-4とすること。
2 この申請書は、被相続人の死亡後90日以内に提出すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第十七条(第十七条第一項関係)	
汚染土壌処理業者許可証の 持株人、持株書 及び交付	
年　月　日	
都道府県知事　様 (会員)	
申告者　氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名	
汚染土壌処理業者許可の登録と交付について、汚染土壌処理業に登録する旨を第17条各款 の規定によりて、次のとおり申告します。	
①汚染土壌処理業の登録申請書	
②汚染土壌処理業の登録申請書	
③汚染土壌の有無及び其の状況書	
④施設の有無について、是正の実績書	
⑤汚染土壌の搬入について、是正の実績書	
⑥汚染土壌の搬出について、是正の実績書	
⑦汚染土壌の販売について、是正の実績書	
⑧汚染土壌の輸出について、是正の実績書	
⑨汚染土壌の回収について、是正の実績書	
⑩汚染土壌の埋立について、是正の実績書	
⑪汚染土壌の焼却について、是正の実績書	
⑫汚染土壌の掩埋について、是正の実績書	
⑬汚染土壌の廃棄について、是正の実績書	
⑭汚染土壌の搬入の場合は、搬入の実績書	
⑮汚染土壌の搬出の場合は、搬出の実績書	
⑯汚染土壌の販売の場合は、販売の実績書	
⑰汚染土壌の輸出の場合は、輸出の実績書	
⑱汚染土壌の回収の場合は、回収の実績書	
⑲汚染土壌の埋立の場合は、埋立の実績書	
⑳汚染土壌の焼却の場合は、焼却の実績書	
㉑汚染土壌の掩埋の場合は、掩埋の実績書	
㉒汚染土壌の廃棄の場合は、廃棄の実績書	

様式第十一（第十八条関係）

光ディスク提出書

年 月 日

都道府県知事 殿

（所長）

申請者　氏名又は名称及び住所並びに法人
提出者　にあつては、その代表者の氏名

上欄内添付書類第一、第二、第三の規定による申請、提出又は審査に際し提出すべき書類（その添付書類及び添付図面を含む。）に表示すべき事項を記載した光ディスクを以下により提出いたします。

本件に記載された事項は、実質に相違ありません。

1. 光ディスクに記載された事項

2. 光ディスクと併せて提出される書類

備考 1. 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

2. 他の場合については、当該申請、提出又は審査の規則条項を記載すること。

3. 「光ディスクに記載された事項」の欄には、光ディスクに記載されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスク枚数を記載するものとし、複数枚提出する場合は、各枚の用紙に記載すること。

4. 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請、提出又は審査の際に本件に提出されている光ディスクに記載されている事項以外の

事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類を記載すること。